

北九州市立自然史・歴史博物館における研究活動上の不正行為への対応等に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、北九州市立自然史・歴史博物館における研究活動上の不正行為への対応等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合、及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しない研究データ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、研究データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されていないこと。
- (6) その他の不正行為 研究倫理に反するその他の不正行為

2 この規程において「研究者」とは、当館に所属し調査研究業務に従事する者をいう。

3 この規程において「特定不正行為」とは、前2項第1号から第3号に掲げる行為をいう。

第2章 責任体制及び遵守事項

(研究倫理教育体制)

第3条 館長は、研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、研究活動における不正行為の防止及び研究倫理の向上など、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者の館長を補佐し、当館における研究倫理に関する教育及び啓発活動を

統括する研究倫理教育責任者を置き、自然史課長をもって充てる。

- 3 館長の管理の下、研究倫理教育責任者を補佐し、定期的に研修会を開催するなど、研究者に必要な研究倫理教育の実務を行うため、調査研究チームを置き、自然史担当係長のうち1名が統括する。

(遵守事項)

第4条 研究者は、健全な研究活動を保持し、研究活動の不正が起こらない環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為を行わないこと。
- (2) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為に加担しないこと。
- (3) 不正行為及びその他の不正とみなされる他者の行為の抑止に努めること。
- 2 研究活動の不正行為への対応に携わる者は、誠実かつ公正に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 研究者は、調査研究チームが実施する研究倫理に関する研修会に出席しなければならない。

(研究データの保存・開示)

第5条 研究者は、公開した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、自らが発表した研究成果の元となった生データ、画像（いずれも紙媒体・電子ファイルとも）、標本及び試料等の根拠資料（以下「研究資料」という。）を適切に管理し、保存しなければならない。

- 2 研究者は当館における職・立場を退いた場合も次項に定める期間、これらを適切に保存・管理し、追跡可能な状態に保たなければならない。
- 3 生データ、画像及び試料の保存期間は原則として当該論文等の発表後から10年とし、標本については当館または十分な資料保存能力を有する施設の収蔵庫において長期保存とする。ただし、合理的な理由があると館長が認める場合は、この限りでない。
- 4 研究資料は、不正行為の疑惑等が生じた場合又はその他必要な場合には、館長が認める相手先に開示しなければならない。

第3章 告発の受付

(告発の受付)

第6条 当館における研究活動上の不正行為に関する告発、通報及び申立（以下「告発」という。）を受付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を普及課に置く。

- 2 告発を受けたときは、直ちに館長に報告するとともに、告発を受け付けた旨を告発者に通知する。この場合において、告発者に対しさらに詳しい情報の提供及び、当該告発に基づいて行う調査等への協力を依頼することがある旨を併せて通知する。
- 3 告発の受付及び調査・事実確認を担当する者（以下「担当者」という。）は、自己又はその親族の係る事案など自己と利害関係のある事案に関与してはならない。この場合に

において、当該職員は館長にその旨を申し出なければならない。

- 4 その他、告発に関しては、「北九州市職員等からの公益通報に関する要綱（平成19年1月31日施行）に基づいて行う。

（告発の取扱い）

第7条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール又は面談によるものとする。告発は、第2条第2項に規定する研究者のほか外部からも受け付ける。

- 2 原則として、告発は顕名により行われたもののうち、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的で合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、前項の規定を準用することができる。
- 4 報道、会計検査院及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為等の疑いが指摘された場合、又はインターネット上に当館に係る不正行為等の疑いが掲載されていることを当館が独自に把握した場合は、前条第2項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うことができる。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、当館はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思を確認するものとする。
- 6 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、当館はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に対し、警告等の不正行為抑止のために必要な措置を行う。ただし、被告発者が当館に所属しないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

（告発者・被告発者の取扱い）

第8条 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 館長は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや当館等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は、原則として顕名によるもののみ受け付けること、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、及び告発者に調査への協力を求める場合があること並びに調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発があり得ることなどを内外にあらかじめ周知する。
- 3 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部

分的又は全面的に禁止してはならない。また、被告発者に対して解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしない。

第4章 不正行為の告発に係る事案の調査

(調査を行うべき機関)

第9条 第2条第2項の規定による研究者に係る不正行為の告発があった場合は、原則として、当館が告発された事案の調査を行う。

2 被告発者が当館以外の研究機関にも所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関及び調査に参加する研究機関については、関係研究機関と協議の上、事案の内容等を考慮して決定する。

3 現に当館に所属する被告発者が、当館以外の機関で行った研究活動に係る告発があった場合には、当該研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。

4 被告発者が当館を離職している場合には、被告発者が現に所属する研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。また、被告発者が離職後、いずれの研究機関にも所属しておらず、告発された事案に係る研究活動を当館で行っていた場合には、当館が事案の調査を行う。

5 本条第1項の規定に基づき当館が告発された事案の調査を行うこととなった場合は、被告発者が当館に現に所属しているかにかかわらず、誠実に調査を行う。

6 被告発者が、調査開始の時、及び告発された事案に係る研究活動を行っていた時の双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合、又は調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であるなどの理由により、資金配分機関が調査を行うこととなった場合、当館は当該資金配分機関の調査に誠実に協力しなければならない。

7 当館は、告発された事案に係る研究分野の関連機関、及び学協会等の研究コミュニティに、調査を委託すること又は協力を求めることができる。

(予備調査)

第10条 館長は、前条の規定により告発された事案の調査を当館において行うこととなった場合、次に掲げる事項について速やかに予備調査を行うものとする。

(1) 告発された不正行為が行われた可能性

(2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性

(3) 告発された事案に係る研究の公表から告発までの期間が、生データ等の研究資料など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、及び当館が定める保存期間など、告発内容の合理性及び調査可能性等

2 告発がなされる前に取下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

- 3 館長は、予備調査を行うにあたり、研究倫理教育責任者をリーダーとし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない職員のうちから、調査者を指名する。
- 4 館長は、告発を受理した日から30日以内に、調査結果の報告を受けるものとし、予備調査の結果、告発がなされた事案が本調査をすべきものと決定した場合、決定後30日以内に開始する。
- 5 本調査を行わないことを決定した場合、館長はその旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、当館は予備調査に係る資料等を保存し、必要に応じてその事案に係る資金配分機関等及び告発者の求めに応じ開示する。

(本調査の通知・報告)

- 第11条 館長は本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、その旨を通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案が特定不正行為に関わるものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨の報告を行う。
- 2 被告発者が当館以外の機関に所属している場合には、当該機関にも通知する。
 - 3 告発された事案の調査にあたっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。

(本調査の体制)

第12条 館長は、第10条第4項により本調査の実施を決定したときは、次の各号に掲げる委員をもって構成する不正調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 館長が指名する当館職員 若干名
 - (2) 告発された事案の専門分野に係る館外の研究者 若干名
 - (3) その他、館長が必要と認めた館外の有識者等 若干名
- 2 委員会の委員（以下「構成員」という。）の半数以上は外部有識者とし、すべての構成員は告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者とする。
- 3 館長は、委員会を組織した後、その構成員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。これに対し、告発者及び被告発者は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、構成員に関する異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、館長はその申立て内容を審査し、内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る構成員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 4 当館職員は、本調査に際して不正調査委員会から協力を求められた場合には協力しなければならない。

(本調査の方法)

- 第13条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験、観察ノート、生データ等の各種資料の精査や関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 館長が再実験、再観察、再調査等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれらを申し出てその必要性を認める場合は、それに要

する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。

- 3 前2項に規定する調査に関して、告発者及び被告発者等の関係者は誠実に協力しなければならない。また、当館以外の機関においても調査や証拠の保全を行う必要がある場合は、館長は当該機関に協力を要請する。

（本調査の対象となる研究活動）

第14条 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

（証拠の保全措置）

第15条 館長は本調査にあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

- 2 当館で行われた研究活動が告発された事案に係るもので、当館以外の研究機関が調査機関である場合、調査機関の要請に応じて告発された事案に係る研究活動に関する証拠となるような資料等を保全する措置をとる。また、これと同様に、当館以外でも同様の措置を必要とする場合には、当館は当該機関に同様の措置を講ずるよう依頼する。

- 3 館長は、関係資料の隠蔽や廃棄が行われるおそれがあるなど、必要と認められる場合には、被告発者に対し必要最小限の範囲で、告発等に係る研究活動の停止、調査に関連する場所の一時閉鎖又は実験機器等の使用禁止措置等を行うことができる。

- 4 本条第1項及び第2項の規定による措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は制限されない。

（本調査の中間報告）

第16条 館長は、調査の終了前であっても、資金配分機関等から求められた場合には、調査の中間報告を行うものとする。

（本調査における研究又は技術上の情報の保護）

第17条 本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（認定）

第18条 委員会の構成員は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容を整理し、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合はその内容、関与した者とその関与の度合い、研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

- 2 不正行為が行われなかったとした場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は併せてその旨の認定を行う。又、この認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 委員会は、認定を終了したときは、速やかに調査結果を館長に報告する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第19条 被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑について、否定しようとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを研究試料等の科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第20条 館長は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に勘案して、不正行為か否かの判断を行う。

2 証拠の証明力は、被告発者の研究体制及び、データチェックなど、様々な点から客観的に不正行為事実及び故意性、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務の著しい欠如等を判断するものとし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為だと判断してはならない。

3 次の各号に掲げる場合には、不正行為と判断する。

(1) 不正行為に関する証拠が提出された場合は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合

(2) 被告発者が有すべき生データ及び実験・観察ノート、画像、実験試料・試薬、標本等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合

4 次の各号に掲げる場合には、不正行為と判断しない。

(1) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができない場合等正当な理由があると認められる場合

(2) 生データや実験・観察ノート等の研究資料の不存在が、第5条第3項の規定による保存期間、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超える場合

5 本条第3項第2号の規定による本来存在すべき基本的要素、及び前条の規定による説明責任の程度については、研究分野の特性に応じたものとする。

(本調査の結果の通知及び報告)

第21条 館長は、委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。また、被告発者が当館以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

2 館長は、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に調査結果を報告する。

3 館長は、悪意に基づく通報との認定があった場合は、告発者の所属機関に通知する。

(不服申立て)

第22条 不正行為と認定された被告発者等又は悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知の日の翌日から起算して14日以内に館長に対し、書面により不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、又は委員会の公正性に関わるものである場合には、館長の判断により、委員の交代若しくは追加、委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 3 委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合、及び再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、速やかに館長に報告し、館長は不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 4 館長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に通知し、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知する。
- 5 前2項において、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

（再調査）

第23条 再調査をする決定を行った場合は、委員会は不服申立人に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。その場合には速やかに館長に報告し、館長は不服申立人に当該決定を通知する。

- 2 委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を館長に報告する。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して館長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 館長は、本条の当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関、及び告発者に通知するものとし、当該事案が特定不正行為に係るものである場合には、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

（本調査の結果の公表等）

第24条 館長は研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに北九州市に報告するとともに、その調査結果を公表するものとする。

- 2 公表内容は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、館長が公表時までに行った措置の内容、委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為が行われたと認定された論文等が告発される前に取り下げられていた場合、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 4 館長は、不正行為が行われていないと判断した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、次の号に該当する場合は調査結果を公表する。
- (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合
 - (2) 調査事案が外部に漏えいしていた場合
 - (3) 論文等に故意によるものでない誤り又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものでない誤りがあった場合
- 5 前項各号の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものでない誤りがあったこと、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものでない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 館長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに北九州市に報告するとともに、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第5章 告発者及び被告発者等に対する措置

(調査中における一時的措置)

第25条 館長は、本調査を行うことを決定したときから、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究活動に係る研究費の支出を停止させることができる。

- 2 館長は、資金配分機関が被告発者に対し、当該事案に係る研究費の支出停止を命じた場合には、それに応じた措置を講じる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第26条 館長は、不正行為への関与があると認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、当該研究費の使用中止を命ずる。

- 2 館長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第27条 館長は、不正行為が行われなかったと判断した場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。

- 2 第15条による証拠保全措置は、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 3 館長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(被認定者の処分等)

第28条 被認定者及び悪意に基づく告発と認定された告発者については、北九州市が定

める懲戒処分基準に基づいて処分の内容が決定される。

- 2 館長は、悪意に基づく告発であると判断された告発者のうち、特に悪質な者に対しては、北九州市と協議の上、必要な措置を講ずる等、適切な処置を行う。

第6章 その他

- 第29条 この規程で定めるもののほか、当館における研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附則

平成27年4月26日制定

平成27年5月1日施行

平成28年3月31日改正

平成29年3月14日改正

令和5年4月1日 改正